

国内肥料資源推進ロゴマーク利用に関する Q&A

	問	答
【1 ロゴマークの利用申請について】		
1	ロゴマークの利用申請や利用報告は e-mail での送付でも良いか。	利用申請及び利用申請は e-mail でも郵送（紙）でも差し支えありません。なお、利用報告については、利用報告書の提出と併せて、利用実物（サンプル）を送付しても差し支えありません（返却はいたしません）。
2	国内肥料資源を活用した肥料袋にロゴマークを貼付したいと考えているが、貼付しようとする肥料銘柄が複数銘柄ある場合、どのような利用申請したら良いか。	肥料袋に貼付するロゴマークの利用申請に際して、ロゴマークの利用方法欄に、肥料番号や名称等記載することとしています。その数が複数ある場合は、記載欄を増やして記載をお願いします。なお、銘柄が多い場合には個別にご相談ください。
3	ロゴマークの申請書にある「利用方法」について、その内容に変更がある場合、その都度変更申請を行わなければならないか。例えば、①名刺に貼付する社員が増えた場合、②HP の掲載だけでなく、各種パンフレットやのぼり等多様な広報活動で使用する事となった場合、③新たな国内資源を活用した肥料を開発登録した場合等はどうなるか。	利用申請書には、出来るだけ細かく・幅広く記載してください。利用証交付後、①名刺に貼付する社員が当初申請時より増えた場合、②HP 掲載、各種パンフレットやのぼり等多様な広報活動で使用する事となった場合においては、追加変更申請の必要はありません。 ただし、利用証交付後、③新たな国内資源を活用した肥料を開発登録し、その肥料にロゴを貼付したい場合は、その都度、追加変更申請を行ってください。
4	申請書を提出してから、利用証が発行されるまでの審査期間はどれくらいか。	申請を受理した後事務局において、速やかに内容を審査します。申請書の記載に問題等なければ概ね 1～2 週間と想定願います。なお、肥料袋等への貼付を予定している場合は、追加的に資料を求める場合がありますので、ご留意願います。
5	利用申請書に記載した利用予定時期よりも利用時期が遅くなりそう（早くなりそう）だが問題ないか。	利用証の交付日以降であれば、実際の利用時期が異なっても問題ありません。変更申請の必要はありません。

【2 ロゴマークの利用について】		
6	ロゴマークはどのような形式で提供されるのか。	AI 形式及び PNG 形式で提供します。
7	ロゴマークのデータは、AI 形式及び PNG 形式以外のファイル形式に変換しても良いか。	ロゴマークのデザインを損なわなければ、他のファイル形式に変換して利用して問題ございません。
8	ロゴマークの色を変えて利用することは可能か。白黒でも良いか。	(利用規程第9条第四号の規定のとおり、) 白黒も含め、色を変えての利用は不可としています。なお、カラーコードの指定はありません。
9	ロゴマークのデザインを用い、シールを作成して包材に貼付しても良いか。	ロゴマークのシールを作成して、肥料袋やチラシに貼付することも可能です。ただし、申請外の肥料袋等へ貼付することがないように注意が必要です。
10	肥料銘柄を紹介するチラシやパンフレットに貼付する場合であっても、利用書の【ロゴマークの貼付を予定する肥料】への記入は必要か。	肥料を紹介するチラシやパンフレットにロゴを貼付する場合であっても、利用新申請書の【ロゴマークの貼付を予定する肥料】欄への記載は必要です。
11	ロゴマークと一体として記載する文言(※)は、1行に収まらなくても問題ないか。 また、文言の文字サイズやフォント、色に制限はあるのか。 ※利用規程第9条五号のイ、ロ	ロゴマークと一体として記載する文言は、ロゴマークとセットであると分かる範囲であれば、1行に収まらなくても、直線であっても問題ありません。 文字サイズやフォント、色は自由ですが、貼付した際に背景と同化しないよう(文字が読み辛くならないよう)注意してください。



【全国推進協議会会員名】は、国内肥料資源の利用拡大を応援しています



【全国推進協議会会員名】は、国内肥料資源の利用拡大を応援しています

12	ロゴマークと一体として記載する文言以外に、他の文言を付け足して利用することは可能か。	ロゴマークと一体として記載する文言以外に、他の文言を付け足して利用することは出来ません。  有機100%肥料!! 【全国推進協議会会員名】は、国内肥料資源の利用拡大を応援しています
13	ロゴマークを貼付できる肥料は、肥料法に基づく肥料登録・届出を行ったものでなければならないか。 肥料登録に時間を要していることから登録見込みとして申請しても問題ないか。	ロゴマークを貼付できる肥料は、肥料法に基づく肥料登録・届出を行ったものでなければなりません。そのため、肥料登録・届出を行ってから、ロゴマークの使用申請を行ってください。
14	国内資源を何パーセント含んでいれば国内資源由来肥料とみなされるか。	割合に関わらず、国内資源が含まれていれば国内資源由来肥料とみなし、ロゴマークの利用が可能です。その割合は不問です。 ただし、肥料原料ではなく、肥料の材料や異物として、国内資源を使っている場合は対象外となります。
15	例えば次のケースは、国内資源と考えて良いか。 ①国内で生産された「なたね」を国内で搾油し、その油かすを肥料原料とするもの ②海外から輸入した「なたね」を国内で搾油し、その油かすを肥料原料とするもの ③海外から輸入した「なたねの油かす」を肥料原料とするもの	① 国内資源と捉えて差し支えありません。 ② 国内資源と捉えて差し支えありません。 ③ 国内資源ではありません。